

松塩地区広域施設組合新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書説明会の意見及び回答

環境影響評価方法書説明会について

- ①平瀬川西町会向け : 令和5年1月27日(金) 19:00~19:40 平瀬川西公民館
  - ②松本市民向け : 令和5年1月28日(土) 10:00~11:15 松本クリーンセンター3階大会議室
  - ③安曇野市民向け : 令和5年1月28日(土) 14:00~15:00 松本クリーンセンター3階大会議室
  - ④熊倉区向け : 令和5年1月28日(土) 18:00~19:30 熊倉公民館
- 出席者 : 33名 (平瀬川西町会 : 17名、松本市 : 5名、安曇野市 : 3名、熊倉地区 : 8名)  
 意見等の件数 : 20件

①平瀬川西町会向け : 令和5年1月27日(金) 19:00~19:40 平瀬川西公民館

	方法書の該当箇所			意見要旨	意見に対する事業者の回答要旨
	No.	章	項目、頁		
平瀬川西町会	1	第1章	1.7.2 対象事業実施区域の位置及び予備調査(地域の概況)の調査範囲 P1-13	A案の位置には食肉公社があるが、検討の進捗状況はどうか。	食肉公社の移転については、松本市と県とJA全農長野とで検討を行う、準備会の立上げを進めています。移転先の確保が進んでおらず、手続きはやや鈍化しているため、松本市と連携して、早く進められるように努力してまいります。 また、準備書以降の手続きは対象事業実施区域が決定してから実施することとなります。
	2	-	-	環境影響評価において、手続きが滞らないよう注意して進めて欲しい。	長野県の担当部署とは連絡を十分に取りながら進めてまいります。

②松本市民向け : 令和5年1月28日(土) 10:00~11:15 松本クリーンセンター3階大会議室

松本市民	1	第1章	1.4.2 事業の目的、必要性 P1-3	現施設に長寿命化の改修を実施して10~15年延命したことから、新施設は2029年(令和11年)稼働の計画と受け取ったが、現施設での処理は何年頃に限界を迎え、新施設は何年頃に稼働しなければならない、ということはあるか。	運転管理をしている事業者と、現施設の正確な稼働可能年数を算定しているところです。用地が決定した段階で、施設整備基本計画を改定しますが、併せて事業スケジュールについても公表する予定です。
	2	-	-	説明会の参加者が少なく、近隣の方もあまりいないようだが、説明会は今日だけなのか。地元地区向けにも説明会は行うのか。	昨日(1月27日)の夜に、地元地区である平瀬川西町会で説明会を行いました。また、本日も隣接する安曇野市熊倉区での説明会を予定しています。 方法書はホームページに掲載されており、縦覧期間や縦覧場所も周知させていただいています。

3	第1章	1.8 事業計画の概要 P1-15	現施設は解体するのか。解体後の跡地利用の計画はどのようなものか。	新施設の建設場所がA案、B案のどちらになるかにより、整備する施設の内容が変わるため、現施設解体後の跡地利用も変わります。跡地利用については、施設整備基本計画の改定の時に、公表する予定です。
4	第1章	1.7.2 対象事業実施区域の位置及び予備調査（地域の概況）の調査範囲 P1-13	A案では現在ある施設の立ち退きが必要だが、B案であれば立ち退きは必要ない。用地の絞り込みはどのように行うのか。	構成市村内の廃棄物処理を安定かつ効率的に行える施設を建設できる用地を選定していきます。

③安曇野市民向け : 令和5年1月28日(土) 14:00~15:00 松本クリーンセンター3階大会議室

安曇野市民	-	-	-	(意見なし)	-
-------	---	---	---	--------	---

④熊倉区向け : 令和5年1月28日(土) 18:00~19:30 熊倉公民館

熊倉区	1	第1章	1.8.11 主な環境保全対策 P1-21	地球温暖化に伴う脱炭素化が世界的に進んでいる中で、ごみの焼却施設ではどのような考え方で取り組むのか。従来通りごみを焼却するのか、あるいは他の取り組みを行うのか。	松本市では、令和5年4月から燃やしていたプラスチックを分別回収してリサイクルに回し、焼却するプラスチック類を削減の取り組みを進めており、排出するCO2の削減を図っています。 焼却施設から出るCO2の削減は、各プラントメーカーが研究しており、CO2を回収し外に出さない技術も出てきていますが、まだ実証段階であり、実用化まではもう少し時間がかかるようです。 なお、国の温室効果ガスの算定基準では、木や紙などはCO2の排出源にはカウントせず、プラスチック類から出る量をカウントします。
	2	第3章	3.3 調査、予測及び評価手法の選定 P3-21	様々な種類の現地調査を実施する計画だが、どのような機関が調査を実施するのか。第三者機関が行うのが望ましいのではないかと。	現地調査や試料の分析は、環境影響評価業務の受託者である(株)環境技術センターが実施します。受託者であるため第三者機関とは言えませんが、環境省をはじめ各種精度管理にも参加している環境計量証明事業所であり、計量法等に則り、第三者機関と同等の調査を行うことをお約束します。
	3	第2章	2.3.8 大気質・水質等の状況 P2-151~2-160	現施設の稼働開始から23年間が経過しており、特に問題はなかったと認識しているが、熊倉区の大気にどのような変化があったか。	平成11年から毎年春日神社において、大気質調査を実施しています。 経年で大きな変化はなく、松本合同庁舎と比較してもほぼ変わらない測定結果となっています。

4	第1章	1.8 事業計画の概要 P1-15	灰はどのように処分されているのか。 灰を県外に搬出している理由と搬出先を教えてください。	<p>現在、松本クリーンセンターで発生した灰の大部分は、民間処分業者によって県外搬出され、埋立や再資源化を行っています。なお、飛灰の一部は組合が管理している最終処分場へ埋立しています。</p> <p>現在、松本市にある最終処分場エコトピア山田が、再整備により埋立できない状況のため、県外に搬出しています。搬出先は、秋田県、福岡県、三重県等様々です。</p>
5	第1章	同上	木材や生ごみを燃やした時に出るCO2はカウントしないということだが、安曇野市からは、木や紙を燃やさないようにとの案内が来ている。木や紙も燃やさないほうが良いと思うので、再度検討いただきたい。	<p>環境省の算定方法で、石油製品以外はカウントしないこととなっています。</p> <p>これは木材や紙、生ごみは元々は植物に由来していますが、植物は大気中のCO2を炭素源として生長します。このため、焼却によるCO2の排出と成長による吸収で増減なしとみて、温室効果ガスの排出量としてはカウントしないものです。</p> <p>化石燃料である石油などを燃やすと、地下にあった炭素がCO2として大気中に排出されるため、地球温暖化に影響するCO2の排出量としてカウントされます。</p> <p>なお、CO2の排出に関わらず、焼却により発生する灰を減らすために、木や紙、生ごみなどのごみも減らすよう、2市2村で取り組んでいるところです。</p>
6	第1章	同上	新施設は最新レベルの施設になるか。 排ガス処理性能は、今よりも高くなるのか。 新施設において、環境性能が上がる要素はあるか。	<p>技術的には最新のものになると思います。</p> <p>詳細は基本設計等での検討となるが、現施設と同程度になると思います。</p> <p>施設の規模が小さくなるため、環境への負荷は小さくなると考えています。</p>
7	第1章	同上	燃焼温度は何度か。 排ガスを再燃焼させているか。 バグフィルターの目的は。現施設には設置されているか。	<p>燃焼温度は900℃程度です。</p> <p>排ガスの再燃焼はしていません。</p> <p>バグフィルター手前で消石灰等を吹き込み、塩化水素、SOx、ばいじん等を除去しています。現施設にもバグフィルターは設置されています。</p>

8	第3章	3.3.1 大気質 P3-22	アセスは一定のルールに沿ってやっているのはわかるが、その土地の立地特性によって柔軟に評価方法を変えるべきと思う。平地にある施設を想定した方法が標準になっていると理解している。この地域の特性を加味したうえで、調査地点の再検討をお願いしたい。科学的根拠を以て、影響の大きい風下側は距離ごとに調査地点を設けるとか、土壌汚染のリスクも踏まえて調査地点を検討することはできないかを感じる。	大気質の現地調査地点6地点は、あくまで現況把握のための代表地点です。将来の状況は、大気質の拡散シミュレーションにより、4km四方の範囲で広く面的に行います。 現地で1年間の風向風速の観測を行い、そのデータを基に大気質の予測を行います。また、上層気象の調査により、大気が停滞して排ガスが流れにくくなる「逆転層」の発生状況を把握し、大気質の予測に反映します。大気質の拡散シミュレーションでは、周辺の地形も加味します。
9	第1章	1.7.2 対象事業実施区域の位置及び予備調査（地域の概況）の調査範囲 P1-11	調査の範囲を半径4kmとしているが、その範囲がばいじんが落ちる範囲と考えて良いか。無風の場合にはどの程度まで広がるか。	煙突の排ガスは、半径4kmを超えて流れていきます。無風の場合の範囲は、残念ながらこの場ではどのくらいとは申し上げられません。 4kmの範囲を対象とすれば、経験上、地上濃度が高くなる場所はその範囲内に現れると考えています。予測結果は、等濃度線を用いるなどして、ビジュアル的にお示しする計画です。
10	第3章	3.3.1 大気質 P3-27	微小粒子状物質がPM2.5と説明されたが、浮遊粒子状物質の方はどういうものか。	浮遊粒子状物質は概ねPM10に相当します。10μ以下の粒子を対象とする項目で、ばいじんと考えていただいでよいです。浮遊粒子状物質は、粒子が大きいため、濃度がそれほど高くなければ鼻や上気道の粘膜に捕らえられて肺の奥までは入り込みませんが、微小粒子状物質は2.5μ以下の粒子であり小さく、肺の奥まで入りやすいため、浮遊粒子状物質とは別に、注意が必要とされています。
11	第3章	3.3.1 大気質 P3-27	無風時の扱いはどうなるのか。また、短期高濃度予測の「高濃度発生の可能性がある気象条件」とはどのようなものか。	無風時も大気の拡散シミュレーションで扱います。短期高濃度の気象条件は、大気が上下方向にかき混ぜりやすい「大気不安定時」、排ガスが上方に抜けにくくなる「逆転層発生時」、強い風により排ガスが上昇せず近くの地上に降りてくる「ダウンウォッシュ時」、強風時に周辺の建物等が作る渦に巻き込まれて排ガスが地上に降りてくる「ダウンドラフト時」等です。
12	第1章	1.8 事業計画の概要 P1-15	新しい穂高クリーンセンターは煙がほとんど見えないが、新施設も同様に煙が見えない施設になると思っどうか。	現施設では、冬の今の時期は煙突から白くガスが出ているのが見えますが、ほとんどが水蒸気です。夏には見えにくくなります。新施設になっても水蒸気は出るため、やはり冬には白く見えると思います。

13	第1章	同上	現段階は方法書だが、その後の手続きの時期は、どのようになるか。また、新施設の稼働時期はいつか。	現状では、対象事業実施区域の場所が決まっていないため、準備書以降の手続きの時期が明確にできない状況です。また、対象事業実施区域の場所のうち、A案には長野県食肉公社があり、相手があることであるため、決定時期についてはまだ明確にできないところです。なお、運転管理をしている事業者と、現施設の正確な稼働可能年数を算定しているところです。
14	第1章	1.7.2 対象事業実施区域の位置及び予備調査（地域の概況）の調査範囲 P1-13	B案に決めればすぐに進められるが、A案の動向を待っているのはA案が有力だからか。	A案は敷地面積が広い利点もあり、市民益の観点からも直ぐにB案に決めてしまうことはできないと考えています。
(以下余白)				